

2019年度助成分

■研究課題名

生命倫理と法－終末期医療における人間の尊厳と自己決定

研究代表者：

只木誠（中央大学法学部・教授）

共同研究者：

甲斐克則（早稲田大学法学学術院・教授）、佐伯仁志（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）、

井田良（中央大学法務研究科・教授）、Gunnar Duttge（ゲッティンゲン大学・教授）、

Eric Hilgendorf（ヴェルツブルグ大学・教授）

実施期間：2019年4月1日～2020年3月31日

【研究の概要】

ドイツ側共同研究者、登壇者とは、2019年8月16日から20日までの間、ゲッティンゲン大学において、シンポジウム実施に関する打ち合わせを行った。日独双方の報告者・コメントーターは、事前に報告原稿とその翻訳を交換し、綿密な準備を行った上で、10月5日・6日の両日、中央大学駿河台記念館においてシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、高齢化が進む現代社会において、人々の自らの死への向き合い、終末期医療、そして法制度という観点から喫緊の諸問題を解決するため、日本、ドイツ、スイスから招聘された研究者からの意見も参考に議論の発展が図られた。会場では、日独の同時通訳が提供され、参加者は、2日間でのべ278名にのぼり、1日目は会場を拡張する必要が生じた。

シンポジウムは、「終末期医療における人間の尊厳」、「治療中止とその正当化要件」、「積極的臨死介助」、「患者の指示書と自己決定権」、「終末期医療における諸問題」、「臨死介助協会とわが国の対応」の6つのセッションに分かれ、それぞれ、日本側、ドイツ側の報告があり、コメントーターによるコメントが付され、質疑応答が行われた。最後に、総括として、松田純教授から厚生労働省の作成したガイドラインの解説があり、ドイツ型の理解が妥当であるとの主張がなされた。また、横田裕行教授からは、救命救急医療の現場の医療倫理の実態が具体的に紹介された。

シンポジウムでは、参加予定者以外に、総括の松田純教授（静岡大学特任教授）、横田裕之教授（日本医科大学教授）、第3セッションでコメントをいただいた畝本恭子医師（日本医科大学多摩永山病院救命救急センターセンター長）という、外部専門家をお招きし、その見解を伺うことができたことは、シンポジウム主題を社会・制度との関連でとらえ直すことに役立った。

このように日本、ドイツ、スイスの議論を概観したことで、今後の日本における終末期医療の法的整備に関する実質的な提言の下地を提供することができた。

シンポジウム開催後に出版について打ち合わせを行い、シンポジウムの成果は、2020年度、日本比較法研究所から研究叢書として刊行することとして、出版用原稿が依頼された。

近代国家の中世的起源

研究代表者：

長谷部恭男（早稲田大学法学学術院法務研究科・教授）

実施期間：2019年4月1日～2020年3月31日

【研究の概要】

研究課題に関して、中世と近代とを連絡する何人かの法思想家の著作を検討した。第一に、自作農を主体とする民兵が国防の手段として常備軍より実効的であるとの思想の系譜を、バラ戦争期のイングランドの法学者、ジョン・フォーテスキューからフランシス・ベーコン、さらにジェームズ・ハリントンへとたどり、こうした思想の系譜がアメリカ合衆国憲法第2修正前段に示される民兵への期待や、常備軍の保持を否定する日本国憲法9条の解釈論の起源につながる可能性に着目し、論説「不敗の民兵」神話」（早稲田大学法務研究論叢4号）にまとめた。

第二に、中世スコラ学の伝統を色濃く受け継ぎながらも、デカルトに始まる近代哲学を発展させたベネディクトゥス・スピノザの国家哲学を検討した。彼が、神=自然が唯一の実体であるとのテーゼから出発し、この世界のすべては自然法則の総体（神）によって因果的に決定されるとの必然論を経て、神の様態であるすべての個物は人を含めて自らの生を維持し発展させようとするものであり、そうした人の本性に即した国家および宗教のあり方を提唱するに至った経緯を「スピノザ国家論序説」（早稲田大学比較法学53巻2号）としてまとめた。

第三に、イマニュエル・カントの道德論と法論との関連を起点に、激しく対立する道德観・世界観のせめぎ合いを客観的法秩序の確立によって解決し、個々人に自由な行動領域を等しく確保しようとしたカントの法治国思想が、まず、19世紀前半ドイツの私法界でサヴィニー、プフタ等のロマニステンに受け継がれ、ついで19世紀後半にそれがゲルバー、ラーバント等によってドイツ公法へと導入された経緯をたどり、さらには、明治憲法下の日本の公法学に国家法人理論として輸入された事情を検討した。美濃部達吉の主唱した国家法人理論は、同じくドイツから輸入された君主制原理（天皇主権原理）と激しく対立し、抑圧された。戦後の日本の公法学は、美濃部の国家法人理論を素直に継承しようとはせず、むしろ君主制原理の国民主権原理への「革命」的転換を強調するあまり、学問としてのcoherenceの疑わしい主権論や憲法制定権力論へと傾斜していく。こうした系譜を‘Kant’s Rechtsstaat and Its Reception in Japan’という論稿にまとめ、12月初旬にベトナム（ハノイ）で開催された第8回アジア憲法フォーラムで骨子を報告し、各国からの出席者と討議した。

2018年度助成分

■研究課題名

**自然災害を克服するコミュニティの構築：
市民と地域を結ぶ政治心理的基盤の探求**

研究代表者：

荒井紀一郎（首都大学東京・教授）

共同研究者：

小林義治（University of Leeds（英国）・Lecturer）、**中條美和**（津田塾大学・准教授）

実施期間：2018年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、自然災害がもたらす市民の政治や社会に対する意識の変化について、「補償」と「コミュニティ」という2つの観点から分析することにあった。この目的を達成するために、本研究チームでは熊本県上益城郡益城町、嘉島町、そして御船町の有権者3000名を対象とした2回目の郵送調査を実施した。調査データの分析の結果、以下4点が明らかとなった。第1に、被災後の政府や行政からの補償に対する満足度の影響を統制してもなお、揺れの大きな地点（表面最大速度・PGV（cm/s））に居住していた有権者ほど、その後の選挙で現職の首長、国会議員、与党への投票を避ける傾向にある。選挙のレベルによらず、現職を罰するという同じ傾向が確認されたことは、有権者による責任帰属（responsibility attribution）が行政・政府に対して合理的でないほどに厳しくなされるということを示唆するものである。なお、この点について学会にて報告した際、「揺れの大きさ」は地盤の頑丈さと関連しているため、有権者の所得あるいは経済状況の代理変数になっている可能性があるという指摘を受けた。そこで、調査地域に関する公共データ、特に地価公示に関するデータなどと比較したが、調査地域に関しては両者の間に関連性は見られなかった。

第2に、被災後の政府や行政から補償を受けた場合、その補償に対する満足度が高いほど、現職の首長、国会議員、そして与党に投票する確率が高くなる。第3に、揺れの大きな地点に居住していた有権者は、行政や政府からの補償に対する満足度にかかわらず、居住地に対する帰属意識を低下させる傾向にあるが（第1回調査）、当該地域にその後も住み続けている有権者については1年程度経過すると、帰属意識が上がる傾向が確認された（第2回調査）。第4に、被災の程度が中程度の有権者は、ほとんど被災しなかった有権者、被災の程度が大きかった有権者と比較して、利他的になり、政治に対する関心も高まることが明らかとなった。

これらの研究成果は、2018年度日本政治学会研究大会（関西大学）や2019年4月にシカゴで開催された中西部政治学会（Midwest Political Science Association）の年次大会にて報告され、現在、海外学術誌に投稿中である。また、成果の一部については、2019年5月14日の熊本日日新聞にも掲載された（朝刊14面）。

金融リテラシーと証券投資を通じた資産形成

研究代表者：

家森信善 (神戸大学経済経営研究所・教授)

共同研究者：

上山仁恵 (名古屋学院大学経済学部・准教授)

実施期間：2018年4月1日～2020年3月31日

【研究の概要】

わが国では、近年、NISAなどの証券投資を通じた資産形成の促進を目指した政策的な取り組みが行われているが、van Rooij et al. (2011) などの先行研究によれば、家計の金融リテラシーの高低が家計の証券投資の姿勢に影響している。そこで、我々は、日本での実態を明らかにするために、一般消費者向けにアンケート調査「金融リテラシーと証券投資を通じた資産形成に関する調査」を2019年4月に実施し、株式・投資信託のいずれかを保有している500人、および、いずれも保有していない500人から回答を得た。本調査の特徴の一つは、さまざまな観点から回答者の金融リテラシーの高低を測定している点にある。

本調査によると、金融リテラシーと株式投資の関係に関しては、次のような結果が得られた。まず、株式・投信保有の有無別で金融知識の自己評価には1%水準の有意差が見られ、株式・投信保有者の金融知識の自己評価は「平均的」あるいは「平均よりも少し詳しい」が有意に多く、非保有者については「平均よりもかなり劣る」と「わからない」が有意に多くなっている。株式・投信保有者の自己評価で「詳しい」と回答した比率は20.4%、「劣る」は33.6%であるのに対し、非保有者の「詳しい」は7.2%、「劣る」は50.0%であり、非保有者の半数が金融知識について劣ると自己評価している。株式・投資信託保有の有無別で、Lusardi and Mitchellの三大質問の正答数を比較すると、正答数には1%水準で有意差が見られ、株式・投信保有者の約4分の1 (25.4%) が全問正解しており、保有者の全問不正解者は15%である。一方、株式・投信非保有者の全問正解者は約1割 (11.4%) と有意に低く、非保有者の4割弱 (37.2%) が全問不正解となっている。株式・投資信託保有の有無別で、応用問題10問 (Q39) の正答数を比較すると、正答数には1%水準の有意差が見られ、株式・投信保有者については6問以上の正解者が有意に多く、非保有者については正解数1問以下が有意に多くなっている。特に、株式・投信非保有者の約半数 (47%) が全問不正解である。

以上のように、van Rooij et al. (2011) と同様に、日本の家計について、(主観的にも客観的にも) 金融リテラシーの水準と株式投資には正の相関が見られ、金融リテラシーの高い人ほど株式投資をしているという結果が得られた。今後は、こうした関係の頑健性を確認すると共に、どのような金融リテラシーが特に株式投資行動と関係が深いのかを分析していきたい。なお、家森信善・上山仁恵「金融リテラシーと証券投資を通じた資産形成－「金融リテラシーと証券投資を通じた資産形成に関する調査」結果の概要」(RIEB DP2019-J07 2019年8月) 等として調査結果を公表している。

■研究課題名

資産価格バブルに対する金融規制の役割

研究代表者：

平野智裕（東京大学大学院経済学研究科・講師）

実施期間：2018年4月1日～2019年8月31日

【研究の概要】

資産バブルに対してどのような政策が望ましいのかに関しては二つの見方がある。一つの見方は、バブルはそもそもバブルかどうか分からず、仮に分かったとしても、バブルに対して何らかの金融規制を採るよりも、バブル期にはバブルを静観し、いざバブルが崩壊した後に目一杯救済政策を採れば良いという見方である。他方で、別の見方もある。それは、バブルの発生を抑え、バブルが実体経済に与える影響やバブル崩壊の悪影響を緩和するためには、政府は資産バブルに対して何らかの事前規制を採るのが望ましいという見方である。本研究の目的は、資産バブルの発生と崩壊を前面に出した動学マクロ理論を構築した上で、バブル崩壊後の事後救済とバブル崩壊前の事前規制のどちらが経済厚生観点から見て望ましいのかを明らかにした。

得られた結論は以下である。政府の介入がない競争均衡を考えたとき、金融システムの質が比較的高い経済では規模の大きなバブルが生じる。この大きなバブルに対してmacro-prudential policyを導入すると投機活動が抑えられ、バブルが小さくなる。その結果、より多くの資金が生産的な投資に回るようになり、経済全体の生産・賃金が上がり、労働者（納税者）のwelfareも上がる。

金融規制にはさらなる良い効果もある。つまり、政府が将来の救済に完全にコミットできないときには、事前の最適救済は事後の最適救済と必ずしも一致せず、救済にはtime-inconsistent問題が伴う。事後でも覆されない時間整合的な救済を考えたとき、均衡では、時間整合的な救済は完全にコミットできるときの救済と較べて過剰救済になる場合もあれば、逆に過少救済になる場合もある。その結果、時間整合的な救済のもとでの経済厚生は、コミットできるときの経済厚生より低くなり、経済厚生損失が発生する。金融規制には、この将来の救済にコミットできないことから生じる経済厚生損失を緩和する働きがあり、コミットメントの代替として機能しうる。より具体的には、企業間の生産の相互依存関係（外部性）が強い経済では、時間整合的な救済は、事前の観点からすると過剰救済となり経済厚生損失が発生する。この場合には、事後救済だけでなく資産バブルに対する事前規制を組み合わせたポリシーミックスによって経済厚生は改善する。さらに、規模の大きなバブルが生じる場合には、事後救済と組み合わせた最適な事前規制は、金融市場がより発展した経済ほど、より厳しい金融規制が必要となることも明らかになった。他方で、生産の相互依存関係が弱い経済では、時間整合的な救済は過少救済となる。この場合には、事後救済だけでなく資産バブルに対する補助金政策を組み合わせたポリシーミックスによって経済厚生は改善する。すなわち、lean with the bubbleが必要となる。

■研究課題名

福井県嶺南地域における原子力発電所問題をめぐる 資料調査と分析

研究代表者：

五百旗頭薫（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

共同研究者：

金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）、**荒見玲子**（名古屋大学大学院法学研究科・准教授）

実施期間：2017年4月1日～2019年3月29日

【研究の概要】

本研究の目的は、原子力発電所をめぐる立地・準立地の言説・思想を現地の関係者から得られた証言に基づいて解明するところにある。立地としては福井県大飯郡おおい町、準立地としては小浜市を選んだ。両町・市が位置する福井県嶺南地域は原子力発電所が集中して立地しており、立地・準立地の多様な考え方を理解するには重要な地域であると考えた。

おおい町においても小浜市においても現地の関係者から聞き取り及び資料提供の協力を得ることができた。研究代表者及び共同研究者が現地に赴いたのはもちろんであるが、複数の研究者が現地に赴くには経費上の限界がある。一部の現地の関係者が東京に来てくれたのは、研究者側が東京で一堂に会して聞き取り等を行う上では、望外の幸運であった。

嶺南地域は京都の北隣であり、室町時代においても江戸時代においても、同地を治める大名は（それぞれ武田氏、酒井氏）、幕政において重要な役割を果たした。特に酒井氏の城下町であった小浜にはそのような記憶・文化財の蓄積がある。また、豊かな海産物を京都に供給して来たという自意識も強い。

原子力発電所への賛否が地域社会に大きな亀裂をもたらしていることはどれほど強調しても強調しすぎることはない。しかし上に述べた伝統や自然への自負は、原発立地反対派のみならず、これを支持する保守勢力にも共有されている。東日本大震災は、住民の安全のみならず、こうした歴史そのものへの脅威でもあると認識され、小浜市議会全会一致による脱原発決議の背景となったと思われる。

原子力発電所に反対する言説のもう一つの源泉として、大飯町（旧おおい町）出身の文学者・水上勉を挙げることができる。水上は当該地域の経済的貧しさを、仏教的な苦界のイメージと共振させながら描き出した。しかしこのような言説は、反対派のみならず、おおい町における推進派が立地を決断する際の触媒としても機能している形跡がある。

このように、文化的・経済的・歴史的基盤に対する解釈の相違と、立地の是非をめぐる意見の相違とが一義的な対応関係を持たずに共存している点は、嶺南地域の特色であると思われる。これが他の地域についても妥当することなのか、研究を進めていきたいと考えている。

調査全体からどのような知見が得られるかについては、得られたデータからなお分析を広げていかなければならない。その成果は図書として刊行する予定である。

■研究課題名

行政のアカウントビリティの法的構造

研究代表者：

興津征雄 (神戸大学大学院法学研究科・教授)

実施期間：2017年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

2年間の研究期間の間に、研究課題についての研究を進め、それなりの成果を得ることができたと自己評価している。この間に公表された業績を中心に、研究の概要を説明する。

グローバル行政法ないし国際行政法を素材とする研究として、「国際機関の民主的正統性」（公法研究79号、2017年10月）および「行政法からみた国際行政法——山本草二の論文を読む」（社会科学研究69巻1号、2018年3月）の2点の論文を公表し、とりわけ民主的正統性と行政的アカウントビリティとの関係を考察した。その結果、民主的正統性が均質な国民集団を前提とする一元的な正統化原理であるのに対し、行政的アカウントビリティが行政領域ごとの利害関係者の参加により基礎づけられる正統化原理であるという対比から、両者を相互補完的なものとして組み合わせるのが望ましいという視座を得ることができた。この視座を、外国人選挙権の問題に応用してさらに研究を進め、公表は研究期間外となってしまったが、「在留外国人の地方選挙権について——最高裁平成7年2月28日判決と地方自治——」

（地方自治857号、2019年4月）および「グローバル化と国民主権——外国人選挙権をめぐって」（法学セミナー774号、2019年7月）の2点の論文を執筆することができた。これらの論文は、国政選挙が国民主権の下での民主的正統化原理に立脚するものであるため、外国人（国籍を有しない者）の選挙権を認めることが原理上できないのに対し、地方選挙については、地域の利害に密接な関係を持つ者として外国人住民に選挙権を認める理論的可能性があるものの、地方公共団体の役割が国政にまで拡張されている場合には別に考える必要があることを論じたものである。「グローバル行政行為？——難民認定をめぐる国家とUNHCRの権限の相剋——」（横浜法学27巻3号、2019年3月）もグローバル行政法を素材とするものではある。これは、アカウントビリティそのものというよりは、その前提となる制度の構造を明らかにしたものであるが、何を論じているかわからぬままに「アカウントビリティ」という言葉が独り歩きしかねない議論状況に一石を投じたものである。

さらに、国内法については、小論であるが「行政法——法律に基づく行政、基づかない行政」（南野森編『法学の世界』所収、2019年3月）を公にし、法律による行政の原理の観点からアカウントビリティを論じた。

ブラジル・西アマゾンにおける遷移型アグロフォレストリーの世帯経済への影響分析

研究代表者：

鈴木綾（東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授）

共同研究者：

武田真由子（東京大学大学院新領域創成科学研究科・修士課程）

実施期間：2017年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

ブラジル・アマゾンの森林破壊を背景に、現地では持続可能な農業による収入向上と森林保全の両立を目的とした遷移型アグロフォレストリー（SAF）の普及が進められている。一方で、地理的制約等から、SAF導入の世帯経済への効果に関するデータはこれまでほとんど存在しておらず、更なる普及や支援の妨げとなっている。本研究の目的は、SAF農家、非SAF農家に対して一年間に渡る帳簿記録と家計調査を行い、世帯経済の実態を定量的に把握することにある。

対象地は、九州ほどの大きさの面積を有するアマゾナス州・マニコレ市を流れるマデイラ川とその支流のマニコレ川沿い計約250kmにも散らばる18コミュニティである。交通手段はボートのみで、乾季と雨季で水位が20-30mほど変化するので時期によりアクセスが非常に困難になる地域もあり、市役所ですら遠方の住人の情報を把握していないことが多い。農民自身もコミュニティ外部との接触が少なく、これまで政治家や研究者の調査訪問を受けてもその後のフィードバックがなかったことから、外部からの訪問者に対しては警戒心が強い。そうした中、僻地の地理に詳しく、住民達とも円滑な信頼関係を築いている地元NGOやそのパートナーである日本のNGOと協力し、2017年4月からの準備期間を経て、2018年4月から2019年3月に渡り、農業収入、その他の収入、農業支出、食料購入費、農作物の自家消費量、植付けについて1年分のデータを収集した。また11月には世帯構成や教育、農業知識や経験、水害や干ばつ被害等についての家計調査も実施した。

サンプル数は計画よりも少なくなってしまうが、当該地域での体系的なデータ収集自体が初の取り組みであり、貴重なデータが回収できた。本格的な定量分析はこれからではあるが、調査員として参加した農業局スタッフが現場での観察結果を翌年の計画作成に活用するようになったり、市としてデータベースの必要性を認識し、国の統計事務所に働きかけを行うようになったり等の効果も見られた。

現時点の分析からは、SAF農家と非SAF農家の年間収入には1.9倍の有意な差があることが分かった（SAF農家23,865リアル、非SAF農家18,648リアル、t値2.49）。一方、食料購入費や労働力支出ではSAF農家と非SAF農家の間に有意差は見られなかった。今後、年間を通じた収入構造や農作物の自己消費の貢献度等における効果や、それ以外の収入に影響する要因も分析予定であり、最終的には結果を現地に共有する計画である。

■研究課題名

本邦のシャドー政策金利の推計とカバー付き金利平価不成立の説明への応用

研究代表者：

服部正純（日本大学経済学部・教授）

共同研究者：

Marco Jacopo Lombardi（BIS・Senior Economist）、

Feng Zhu（BIS Representative Office for Asia and the Pacific・Senior Economist）

実施期間：2017年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

当研究は、まず、日本銀行の金融政策スタンスを測定するインディケーター（シャドー政策金利（shadow policy rate））を推計し、次に同推計結果で示される日米の金融政策スタンスの差が米ドル・円為替市場でのカバー付き金利平価不成立（USDJPY Covered Interest Parity（CIP） deviation）の重要な要因の一つであるとの仮説を検証した。

シャドー政策金利の推計は、政策金利（無担保オーバーナイト金利）がゼロ金利制約の問題に直面していない時期における、各種政策関連変数（金利変数、量的変数）と政策金利の関係を動的ファクターモデルにより推計し、その推計で得られたパラメーター値を利用してゼロ金利制約の下での非伝統的金融政策の時期の金融政策スタンスを表現するものである。推計結果は高い精度のものとなった。政策金利が正值である期間では政策金利に近い値で推移し、1999年のゼロ金利政策の導入と2000年の同政策の解除、そして2001年の量的緩和政策の導入と2006年の同政策の解除のタイミングでの政策金利の動きと整合的である。また、2013年、2014年、そして2016年の金融緩和政策の導入後には、金融政策の緩和を示す方向に大きく動いている。

次に、日米の金融政策スタンスの差がカバー付き金利平価不成立の顕著な例であるUSDJPY CIP deviationの重要な要因であるかを分析した。同現象の恒常化の要因としては、国際金融市場での米ドル需要に伴う為替スワップとカレンシースワップを利用した米ドル価値の変動リスクに対する為替ヘッジ需要の旺盛さが指摘されている。為替ヘッジ需要については、日本円で調達した資金を米ドルに替え、米ドル建て資産の保有に充てる資金の流れとして、邦銀による海外向け貸し出し、本邦機関投資家による対外証券投資、そしてサムライ債（円建て外債）での円調達資金の米ドルへの変換に伴うものが主要なものとして考えられる。本研究ではこれらの額をBISや本邦財務省が集計する統計などを利用して計測した。

推計結果では、シャドー政策金利で測った金融政策スタンスは為替ヘッジ需要を左右することでUSDJPY CIP deviationの度合いに影響を与えていることが判明した。為替ヘッジ需要はUSDJPY CIP deviationに関して有意な説明変数であり、日米のシャドー政策金利は為替ヘッジ需要に関して有意な説明変数である。また、日米のシャドー政策金利による為替ヘッジ需要の推計値もUSDJPY CIP deviationの有意な説明変数となった。

母子世帯の中学生の実態把握と政策的支援のためのパネル調査

研究代表者：

藤原翔（東京大学社会科学研究所・准教授）

共同研究者：

斉藤裕哉（首都大学東京大学院・博士後期課程）

実施期間：2017年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

日本の母子世帯の親子が抱える教育達成上の不利を詳細に検討するために、母子世帯の親子を対象とした調査を実施し、パネルデータを構築した。本研究課題では主に第2波調査およびパネルデータの構築・分析を行った。この母子世帯パネルは、ふたり親世帯を対象とした既存のパネルデータと比較可能な調査設計となっている。調査対象者は2016年度に実施した第1波調査の回答者であり、いずれも高校1年生の子どもとその母親である。調査は2017年11月から12月にかけて郵送による質問紙調査として実施した。第2波調査において親子双方から回答が得られたのは82.2%であった。

まず子どもの高校への進学状況について分析すると、母子世帯とふたり親世帯で差は見られず、いずれも95%ほどが高校に進学していた。この点から、官庁統計から把握される高校進学のマクロ的な状況とズレが生じていないことが確認された。次に、2時点間における教育アスピレーションと教育期待の変化について分析すると、母親については母子世帯とふたり親世帯で差が確認されなかった。しかし一方で、子どもは教育アスピレーションと教育期待のいずれについても、第1波では大学以上を希望していたが第2波で大学未満の学歴を希望する割合が母子世帯で高くなっていた。このような傾向は先行研究等でも示唆されているように、子どもが家計状態を考慮して、自ら大学進学を断念した可能性が示唆される。

続いて、世帯年収を比較すると、2時点間で増加傾向にあるが、その増加傾向は母子世帯よりもふたり親世帯において顕著であった。この点について、母子世帯への公的支援として最も代表的な制度の1つである児童扶養手当の利用状況の変化と、世帯年収の変化の関連を検討すると、1年間の間に児童扶養手当を利用しなくなった母子世帯では世帯年収が70万円ほど増加しており、反対に児童扶養手当を利用するようになった母子世帯では世帯年収が約14万円減少している。この結果は、公的支援の利用によって世帯の経済状態が変化するというよりも、世帯年収が上昇した世帯では児童扶養手当の受給基準から外れ利用しなくなった、あるいは世帯の経済状態が悪化したため児童扶養手当を利用するようになったという状況を反映していると考えられる。公的制度が与える影響については、その因果効果を析出するために、今後より精緻な分析を実施する必要がある。

■研究課題名

憲法秩序における国際規範の実施権限：文際的視点から

研究代表者：

松田浩道（国際基督教大学・助教）

実施期間：2017年4月1日～2020年3月30日

【研究の概要】

本研究は、各国憲法秩序における国際規範の定立と実施をめぐる権力分立の諸相を比較法的に考察し、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国（イギリス・フランス・ドイツ）において発展した判例法理はアジア諸国（中国・台湾・韓国・日本）においてどのような意味を持ち、どのような場面においては峻別すべきものであるのかを検討した。結論は以下のように要約できる。

各国憲法秩序における権限関係の相違点を踏まえると、中国、台湾、韓国、そして日本においては、アメリカ合衆国におけるself-executing treatyの法理やヨーロッパにおけるdirect applicability / direct effectの枠組みをそのまま用いることはできない。実務的にも、従来の国際法学説が説いてきた主観的基準・客観的基準が用いられる場面は限られている。特に日本においては、すべての国家機関が国際義務を「遵守することを必要とする」（憲法98条2項）ことを前提に、機関適性の観点から実施権限行使のあり方を具体的に検討するのが適切なアプローチである。これにより、従来の「直接適用」・「間接適用」二分論ではなく、(1) 狭義の直接効果(direct effect)、(2) 裁判規範としての効力、(3) 説得的権威(persuasive authority)、という3種類の枠組みが導かれる。日本において主観的基準・客観的基準からなる直接適用可能性の要件論が意味を持つのは、国際規範のみによって具体的な給付請求権を基礎づけ、狭義の直接効果を導く場合に限定される。国際法に照らして国内法令・国家行為の司法審査（国際法適合性審査）を行う場面では、国内公法学の枠組みと接続させ、プログラム規範と対比された裁判規範性を検討することになる。国家に対して不作為義務を課す人権条約や環境条約は、原則として裁判規範性を持つと考えられる。

本研究の成果は、International Law in Japanese Courts, *in* Curtis A. Bradley ed., The Oxford Handbook of Comparative Foreign Relations Law (Oxford, 2019)；『国際法と憲法秩序——国際規範の実施権限』（東京大学出版会、2020）として公刊された。また、国際法外交雑誌に「憲法秩序における裁判規範としての国際法——直接適用可能性と裁判規範性の区別——」と題する論文がまもなく掲載される予定である。

経済時系列の予測に関する新たなアプローチ

研究代表者：

茂木快治 (神戸大学大学院経済学研究科・講師)

■共同研究者：

Eric Ghysels (Berstein Distinguished Professor of Economics at the University of North Carolina at Chapel Hill and Professor of Finance at the Kenan-Flagler Business School)、
Jonathan B. Hill (Professor of Economics at the University of North Carolina at Chapel Hill)

実施期間：2017年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

経済時系列データの予測精度の向上は、投資家のリスク分散、企業の経営戦略、政府や中央銀行の財政金融政策の運営など、あらゆる経済主体の意思決定に資する重要な課題である。本研究は、経済時系列データの予測精度の向上を目的として、大きく分けて2つのプロジェクトを推進した。第一のプロジェクトは、観測頻度の異なる時系列データに対するグランジャー因果性（予測力向上可能性）の検定の開発と応用である。従来のグランジャー因果性検定は、2つの時系列の観測頻度が統一されているときのみ実行可能であった。それに対して、本研究は、例えば週次の長短金利差と四半期のGDPのように、観測頻度が互いに異なっても実行可能なグランジャー因果性検定を開発した。提案のグランジャー因果性検定を米国のデータに応用した結果、2000年頃までは長短金利差がGDPを予測する上で有効な指標となっていたが、それ以降は有効性が消失していることが分かった。

第一のプロジェクトの研究成果をまとめた論文[1]は、計量経済学のフィールド・トップ・ジャーナルであるJournal of Econometricsに採択され、さらに第33回日本統計学会小川研究奨励賞を受賞した。

第二のプロジェクトは、ホワイトノイズ検定の開発と応用である。ある時系列の将来の値が過去および現在の値から予測できないとき、その時系列はホワイトノイズであるという。ホワイトノイズ仮説の検定は、経済予測の一番の基本といえる。通常、ホワイトノイズ仮説は、時系列の自己相関係数の二乗和が十分に0に近いかな否かという基準で検定される。それに対して、本研究は、自己相関係数の最大値が十分に0に近いかな否かという基準で検定を行う。本研究は、理論的導出と数値実験を通じて、最大値に基づくホワイトノイズ検定が二乗和に基づく既存の検定よりも統計的に望ましい性質を有することを示した。さらに、提案の検定を世界の主要な株価指数に応用し、S&P 500 と FTSE 100 の価格変化率が動乱期において予測可能であることを示した。

第二のプロジェクトの理論的導出と数値実験の成果をまとめた論文[3]は、現在、Econometric Theoryで二度目の改訂を行っている最中である。一方、株価指数に関する実証分析の成果をまとめた論文[2]は、Economic Modelling に採択された。

【研究成果一覧】

- [1] Eric Ghysels, Jonathan B. Hill, and Kaiji Motegi (2018). Testing a large set of zero restrictions in regression models, with an application to mixed frequency Granger causality. *Journal of Econometrics*, accepted in July 2018, forthcoming. 査読有. 2017 Impact Factor = 1.632. 「第33回日本統計学会小川研究奨励賞」受賞。
- [2] Jonathan B. Hill and Kaiji Motegi (2019). Testing the white noise hypothesis of stock returns. *Economic Modelling*, vol. 76, pp. 231-242. 査読有. 2017 Impact Factor = 1.696.
- [3] Jonathan B. Hill and Kaiji Motegi (2019). A max-correlation white noise test for weakly dependent time series. Revise-and-resubmit stage (2nd round), *Econometric Theory*.

2015年度助成分

■研究課題名

曖昧さ回避的な投資家を許容する資産価格モデルの構築

研究代表者：

原千秋（京都大学経済研究所・教授）

実施期間：2015年4月1日～2019年3月31日

【研究の概要】

CAPM（資本資産価格付けモデル）においては、投資家の効用関数は平均分散効用関数か期待効用関数であると仮定された。いずれの場合でも、投資家が直面する不確実性を表す状態空間の事象には確率が付与されていることが前提とされるが、無論、現実の株式市場はこの条件を満たさない。投資家は主観的に確率評価を決めた上で平均分散効用関数や期待効用関数を最大化するようにポートフォリオを選択すると想定することも可能ではあるが、多くの実験がこのような想定は妥当しないことを示した。被験者は、いわば競馬のような賞金額の確率分布が自明ではなくじ引きを避け、ルーレットのように賞金額の分布が明らかなくじ引きを好む傾向を持つのである。このような傾向を持つ投資家を曖昧さ回避的な投資家と呼ぶ。本研究では、ファクターモデルも包括するような一般的な枠組で、以下の結果を得た。

1. 所与のポートフォリオの（正の）シャープ比の、（接点ポートフォリオが達成する）最大シャープ比に対する割合を、正規化されたシャープ比と呼ぶことにする。正規化されたシャープ比は0より大きく1より小さいが、この値はこのポートフォリオが最適であるような投資家の曖昧さ回避度（厳密に言えば、所与のポートフォリオが最適であるような曖昧さ回避的な投資家は複数いるが、そのうち最小の曖昧さ回避度）の減少関数であることを本研究では証明した。換言すれば、曖昧さ回避度がゼロである投資家には接点ポートフォリオのみが最適であるが、曖昧さ回避度が大きな投資家には、超過リターンがほとんどゼロであるポートフォリオすら最適でありうることを示した。
2. CAPMにおいては、接点ポートフォリオはマーケットポートフォリオに一致する。これは、もし代表的投資家が平均分散効用関数を持つならば、株価のアルファはゼロであることを意味する。他方、もし代表的投資家が曖昧さ回避的なならば、マーケットポートフォリオは接点ポートフォリオとは異なるので、アルファはゼロではない。本研究では、代表的投資家の曖昧さ回避度が大きいほど、アルファのゼロからの乖離も大きいことを導出した。この結果により、既存研究のアルファの推定量から、代表的投資家の曖昧さ回避度の推定することが可能となった。